



# 長野県報

7月7日(木)  
令和4年  
(2022年)  
第319号

## 目次

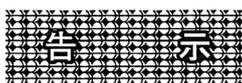
### 告示

公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数(選挙管理委員会).....	2
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	3
政治資金規正法に基づく政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体(選挙管理委員会).....	3
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における手話通訳を付して政見を録画する放送事業者(選挙管理委員会).....	4
長野県議会公用端末等管理規程(総務課).....	4

### 公告

建設業法に基づく処分(建設政策課).....	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課).....	7
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課).....	9
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	11

正誤(道路管理課).....	13
----------------	----



### 長野県告示第354号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月7日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 道路台帳図補正更新
- 作業期間  
令和4年7月4日から令和5年3月24日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

## 長野県告示第355号

野沢温泉村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 野沢温泉村都市計画基本図作成業務委託
- 作業期間  
令和4年6月1日から令和5年2月25日まで
- 作業地域  
下高井郡野沢温泉村

建設政策課

## 長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月7日

長野県飯田建設事務所長 太田 茂登

- 道路の種類 県道
- 路線名 飯田南木曾線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市大通一丁目14番の2地先から 飯田市白山町三丁目南17番地先まで	旧	m 5.0～24.0	Km 0.4650
同 上	新	16.0～34.5	0.4650

道路管理課

## 選告示第27号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和4年7月7日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
信越放送株式会社	1	信越放送株式会社	1
株式会社長野放送	1		
株式会社テレビ信州	1		

選挙管理委員会

選告示第28号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和4年7月7日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

別表中	34,486	を	34,534	に改める。
	315,535		315,837	
	110,448		110,614	
	71,808		71,929	
	45,773		45,830	
	19,096		19,105	
	43,306		43,343	
	13,519		13,535	
	19,006		19,043	
	11,671		11,694	
	18,314		18,341	
	8,938		8,951	
	17,820		17,838	
	7,596		7,597	
	6,272		6,281	
	21,488		21,522	
	18,444		18,462	
	39,737		39,817	
	20,856		20,878	
	8,257		8,270	
27,202		27,262		
6,627		6,630		
22,573		22,600		
7,398		7,400		
8,618		8,628		

選挙管理委員会

選告示第29号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

令和4年7月7日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
早出すみ子後援会	清 水 将 弘	清 水 京 子	岡谷市長地柴宮1-12-2
加賀田亮松川町政研究調査会	加賀田 亮	加賀田 亮	下伊那郡松川町元大島3008-3
清水勇後援会	熊 谷 輝 雄	清 水 征 男	飯田市龍江2453-1
長野県地域成長戦略研究会	佐 藤 環	佐 藤 環	飯田市上郷黒田5530
横森大地後援会	横 森 大 地	金 沢 敦 志	長野市屋島2337-3
活力ある須坂市をつくる会	宮 坂 成 一	宮 坂 ゆかり	須坂市大谷町918-17
北村結後援会	北 村 結	山 田 まゆみ	長野市徳間1-7-11
須高を愛する会関野よしひで後援会	関 野 芳 秀	大 峡 正 憲	須坂市上八町1792
聖沢たきお後援会	聖 澤 多貴雄	聖 澤 多貴雄	千曲市新田333-3
宮坂成一後援会	宮 坂 成 一	宮 坂 ゆかり	須坂市大谷町918-17
柳町ひろゆき後援会「千曲市の未来を語る会」	柳 町 博 之	海 野 政 也	千曲市上山田温泉4-18-3

選挙管理委員会

## 選告示第30号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、長野県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めます。

令和4年7月7日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

日本放送協会  
信越放送株式会社  
株式会社長野放送  
株式会社テレビ信州

選挙管理委員会

長野県議会公用端末等管理規程をここに公布します。

令和4年7月7日

長野県議会議長 丸 山 栄 一

## 長野県議会告示第2号

長野県議会公用端末等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県議会（以下「県議会」という。）における公用端末及びペーパーレス会議システムの管理・取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公用端末 議員及び議会事務局職員並びに議長が許可した者(以下「議員等」という。)に対して貸与されるタブレット端末をいう。
- (2) 会議等 本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会その他議長が必要と認める会議をいう。
- (3) ペーパーレス会議システム インターネットのクラウド型システムによる会議等での資料を保存、閲覧等をするためのアプリケーションソフトウェアをいう。
- (4) 個人情報等 長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）に基づく個人情報その他県議会及び県において公開されていない情報をいう。

(公用端末の使用者)

第3条 使用者は、議員等とする。

2 使用者は、議会活動を円滑に進めるために、必要な範囲で公用端末を使用するものとする。

(公用端末の管理者)

第4条 議長は、公用端末の適正な管理のために、管理者を置く。

2 前項に規定する管理者には、議会事務局総務課長をもって充てる。

(公用端末の貸与及び返却)

第5条 管理者は、使用者に公用端末を貸与する。

2 公用端末を使用するための公用端末ID及びパスワード(以下「公用端末ID等」という。)は、管理者が発行し、使用者に通知するものとする。

3 前2項の規定により貸与された公用端末及び付与された公用端末ID等は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 使用者は、貸与された公用端末を善良な管理のもと適切に使用しなければならない。

5 議員がその身分を喪失したときは、公用端末を速やかに管理者に返却しなければならない。

6 議員以外の使用者は、業務の内容等により公用端末を使用する必要がなくなったときは、速やかにこれを管理者に返却しなければならない。

7 管理者は、前2項の場合において、返却された公用端末の初期化を速やかに実施し、返却を行った使用者に係る情報の消去を行うものとする。

(議事堂外における使用)

第6条 使用者は、議事堂外へ公用端末を持ち出すことができる。

2 議事堂外における通信環境の確保は使用者が行うこととし、これにより発生する通信費用も使用者が負担するものとする。

3 公用端末によるネットワークへの接続はWi-Fi接続を基本とする。その場合は、暗号化規格がWPA2※以上のアクセスポイントを利用しなければならない。

※通信情報を暗号化して保護するための技術規格

(公用端末で使用するソフトウェア)

第7条 公用端末で使用することができるアプリケーションソフト及びソフトウェア(以下「アプリ等」という。)は、管理者がインストールしたもののほか、使用者が議会活動の円滑化に資する目的でインストール及びダウンロードし使用することができる。

2 前項の規定によりアプリ等のダウンロード又はインストールを行う場合に生じるアプリ等の購入又は使用に係る費用については、使用者が負担するものとする。

3 管理者は、公用端末にインストールされたアプリ等について、情報セキュリティの確保その他公用端末の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、当該アプリ等をアンインストールし、又は使用者にアンインストールを指示することができる。この場合において、使用者がアプリ等の購入又は使用に要した費用は、これを補償しない。

4 管理者は、使用者が前項の指示に従わない場合、公用端末の使用を停止させることができる。

(電子メールの使用)

第8条 管理者は、一人の利用者につき一つの電子メールアカウントを割り当てる。

2 使用者は、電子メールの受信に当たり送信元や開封前に添付ファイルを確認するなど、コンピュータウイルス等に十分注意しなければならない。

3 管理者は、議員がその身分を喪失したときは、速やかにその者の電子メールアカウントの廃止を行う。

(ペーパーレス会議システムの使用)

第9条 使用者は、この規程の定めるところに従い、ペーパーレス会議システムを適正に使用しなければならない。

2 管理者は、十分なセキュリティの確保及び安定稼働に努めるものとする。

3 ペーパーレス会議システムを使用するためのユーザーID及びパスワード(以下「ペーパーレス会議システムID等」という。)は、管理者が発行し、使用者に通知するものとする。

4 使用者は、ペーパーレス会議システムID等を適切に管理しなければならない。

(ペーパーレス会議システムへのデータの保存)

第10条 公用端末の使用に当たり、ペーパーレス会議システムに次のデータを保存することができる。

(1) 会議等に関する各種資料

(2) その他議長が必要と認める資料

(公用端末及びWi-Fi機器の更新)

第11条 管理者が公用端末を更新する際に、使用者が保存したデータの移行は、使用者が自ら行うものとする。

2 管理者がWi-Fi機器を更新する際に、公用端末の設定の変更等を行う必要がある場合は、使用者は速やかに管理者に公用端末を提出するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第12条 使用者及び管理者は十分な情報セキュリティの確保に努めるものとする。

2 緊急のセキュリティ対応等により、対策を施す必要がある場合は、管理者の求めに応じ、使用者は速やかに公用端末を提出しなければならない。ただし、合理的な理由により公用端末を速やかに提出することができない場合は、それまでの間、公用端末の電源を切るものとする。

3 管理者は、情報セキュリティの確保及び障害対応のため、必要に応じアクセスログを取得することができる。

(遵守事項)

第13条 使用者は、公用端末を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) 盗難及び置き忘れのないよう注意すること。
- (3) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。
- (4) 個人情報等を表示する際には、第三者に見られることのないよう留意すること。
- (5) 公用端末ID等及びペーパーレス会議システムID等は第三者に漏らすことのないよう厳正に管理するとともに、これを入力する際には、周囲に留意すること。
- (6) 公用端末のアプリ等は原則として最新のアップデートを適用すること。
- (7) 公用端末にコンピュータウイルス及び不正アクセス等を発見した場合は、速やかに管理者へ報告すること。

(禁止事項)

第14条 使用者は、公用端末を使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 個人情報等を公開すること。
- (2) 個人情報等を、公用端末から別の媒体へ移動させること。
- (3) 公用端末を分解すること並びに公用端末及びそのOSを改造すること。
- (4) 公用端末の管理権限を奪取すること。
- (5) セキュリティ関連及びネットワーク関連の設定を変更すること。
- (6) 公用端末ID等及びペーパーレス会議システムID等を第三者に使用させること。
- (7) 公用端末及びペーパーレス会議システムに障害を及ぼすおそれのある装置を接続すること。
- (8) 著作権又は肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある方法で使用すること。
- (9) 撮影、録画、録音、インターネットの閲覧その他の機能の使用を制限されている場所において、公用端末の当該機能を使用すること。
- (10) その他議長が定める事項

2 議長は、前項に違反した使用者に対して、警告を行うものとし、当該警告によっても違反が改められない場合は、公用端末の使用を停止させることができる。

(紛失等があった場合の対応措置)

第15条 使用者は、公用端末の紛失、盗難、き損、水濡れ及び情報の漏えい（以下「紛失等」という。）を確認したときは、直ちに管理者に連絡しなければならない。

2 管理者は、紛失、盗難及び情報の漏えいの連絡を受けた場合、直ちに当該公用端末について、遠隔操作等により初期化を行うものとする。この場合において、当該公用端末の位置情報を管理者が把握すること及び当該公用端末を管理者が遠隔操作等により初期化を行うことについて、使用者はこれを同意したものとみなす。

3 使用者が善良な管理を行わなかったことにより公用端末の紛失等が生じ、費用負担が発生した場合は、管理者は、当該費用を使用者に負担させることができる。

(運用の基本的事項)

第16条 議事堂のWi-Fi及びペーパーレス会議システムは、障害等によりやむを得ない事情がある場合を除き、常時稼働するものとする。ただし、庁舎の停電や機器の更新等により使用できないことがあらかじめ判明している場合には、管理者は使用者に周知し、稼働を停止するものとする。

(その他)

第17条 公用端末及びペーパーレス会議システムの管理・取扱いについて、この規程に定めのない事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

総務課